

「地域こどもの生活支援強化事業」活用事例集

国の各自治体・運営団体において「地域こどもの生活支援強化事業」活用を検討いただくため、次の10自治体および各自治体の管内における運営団体の事例を整理した。

取組の全体像に加え、困難に直面するこどもを把握・支援する取組に着目し、「取組内容」と「取組実現のポイント」に整理してとりまとめた。

自治体名	運営団体名	事例の特徴
福島県福島市	特定非営利活動法人 ビーンズふくしま	中間支援団体をハブとした運営団体のネットワーク化 ～市の後方支援によるつながりの強化～
石川県七尾市	特定非営利活動法人 第三の居場所ひなたぼっこ	こども家庭センターがつなぐ運営団体・関係機関による支援の輪 ～現場訪問による「顔の見える関係づくり」～
東京都目黒区	一般社団法人みんなのランド	困難ケースの早期発見に向けた意識共有 ～区への報告を促す仕組みづくり～
静岡県沼津市	社会福祉法人 沼津市社会福祉協議会	社協とこども家庭センターの役割分担による運営団体のバックアップ ～団体が支援を抱え込まない相談の仕組みづくり～
愛知県瀬戸市	特定非営利活動法人 エム・トゥ・エム	地域全体でこどもを支援する仕組みの好循環 ～官民一体でこどもを支える共創の取組～
奈良県吉野町	社会福祉法人 吉野町社会福祉協議会	社協直営のこども食堂を核とした地域ぐるみの見守り ～地域住民とともに広がる支え合い～
大阪府八尾市	かもめ会 こども朝食堂 「いってらっしゃい！」	市がつなぐ運営団体と関係機関のネットワーク ～団体が気軽に相談しやすい環境づくり～
山口県下関市	一般社団法人彦島ぽればれ	コーディネーターの訪問による運営団体との関係構築 ～団体の小さな気づきを拾い上げる仕組みづくり～
香川県丸亀市	認定NPO法人 さぬきっずコムシアター	市・社協・運営団体が一体となるための枠組みづくり ～こども家庭センターと居場所運営団体の連携強化～
熊本県水俣市	一般社団法人みなすまいる	行政窓口と地域の居場所が補完し合う相談体制づくり ～市職員の定期訪問による双方向の情報共有～

中間支援団体をハブとした運営団体のネットワーク化～市の後方支援によるつながりの強化～

福島県福島市

【事業名：子どもの居場所づくり支援事業】

人口規模	事業実施年度	主な事業内容
261,220人 (R8.1)	令和7年度	食支援、居場所支援、相談窓口の設置やコーディネーターの配置

取組全般

<経緯・背景>

- 平成29年度のこどもの貧困対策に関する検討会において、貧困層の世帯に限らずこどもが安心して過ごせる居場所づくりの必要性が示された。これを受け、平成30年度に本事業を開始するとともに、「福島市子どもの居場所づくりバックアップ本部」（以下「バックアップ本部」という）を設立した。
- 特定非営利活動法人「ビーンズふくしま」に「バックアップ本部」を委託し、運営団体の立ち上げ・助成金活用・運営等における相談支援を実施している。「ビーンズふくしま」はフリースクールの運営やこどもの自立・社会参加に向けた実践が豊富であるため、委託に至った。

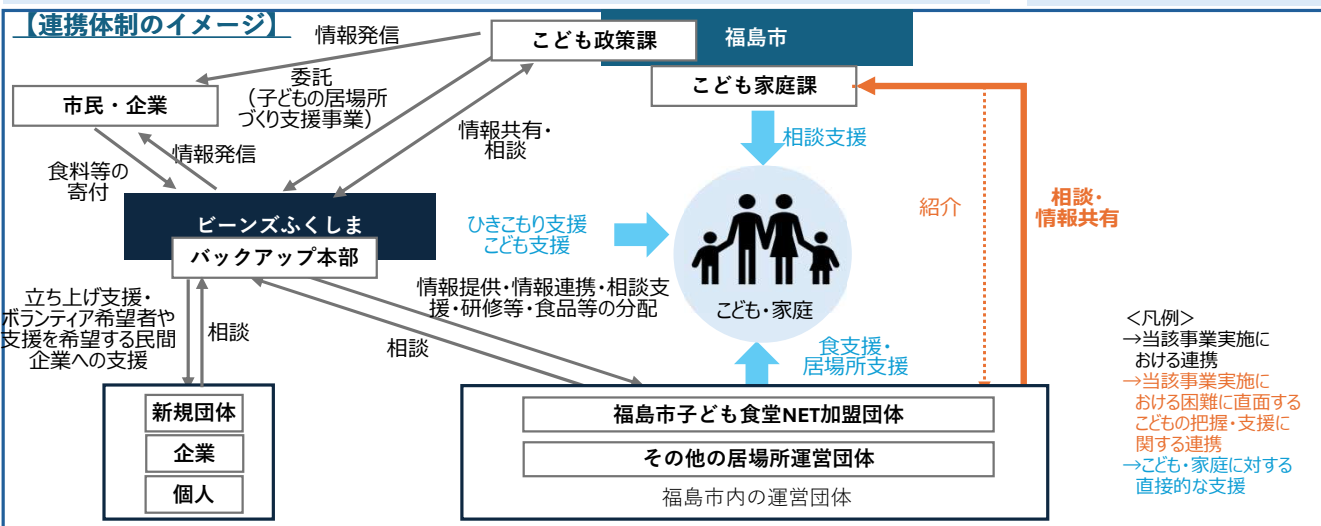
<事業内容>

- 市のこども政策課と「ビーンズふくしま」は、週3回程度、電話・メール・LINE等で情報交換を行っている。
- こども食堂同士の横のつながりを強化するため、令和2年に「福島市子ども食堂NET」を組織し、ネットワーク化を行った。こども食堂間の情報共有や運営・活動における相互支援に加え、それを支える企業や団体との情報交換や連携も行っている。
- 運営団体がこども食堂を立ち上げた後も事業を継続できるよう、団体間のつながり強化を図るため、定期的に会議を開催し、各運営団体からの活動報告や意見交換の場を設けている。

困難に直面するこどもを把握・支援する取組

<取組内容>

- こども食堂を利用した家庭に何らかの問題や支援の必要性があると運営団体が判断した場合に、市のこども家庭課への情報共有という形で連絡が入ることがある。
- こども家庭課で把握した食料支援が必要な家庭に対し、こども食堂等の運営団体につなぐことが適当と判断した場合に運営団体を紹介することがある。頻度としては、年に数回である。
- こども家庭課と運営団体との連絡方法は電話でのやり取りを基本としている。



特定非営利活動法人ビーンズふくしま

【事業名：子どもの居場所づくり支援事業】 ※福島市より受託

支援団体数	事業実施年度	主な事業内容
約80団体	令和7年度	「福島市子どもの居場所づくりバックアップ本部」を運営（団体の立ち上げ・助成金活用・運営等に関する相談支援）

取組全般

<経緯・背景>

- ひきこもり支援やこども支援に取り組む中で、大人になっても困りごとを抱え続けることがないように、こどもの段階で困りごとを把握し支援することの重要性を認識した。
- 平成30年に市から本事業を受託し、「福島市子どもの居場所づくりバックアップ本部」（以下、「バックアップ本部」という）の運営を開始した。令和2年に福島市内のこども食堂ネットワークである「福島市子ども食堂NET」を立ち上げた。

<事業内容>

- 「バックアップ本部」では、団体の立ち上げや助成金活用、運営等における相談支援に加え、ボランティアとして活動を希望する個人への支援等を実施している。各運営団体からは、運営基盤の脆弱さやボランティア確保の困難さなど、ヒト・モノ・カネに関する課題が多く聞かれる。
- 当団体と市のこども政策課との間で、週3回程度、電話・メール・LINE等で情報交換しているほか、必要な場合は会議も実施している。
- 学生ボランティアなど、地域貢献に関心をもち支援を担う若者が増えていくことも重要であるため、学校への出張授業等の連携を重視している。

困難に直面するこどもを把握・支援する取組

<取組内容>

- 各運営団体が困難に直面するこどもを把握した場合でも、個人情報の観点から当団体が直接関係機関への紹介や支援を行うことは難しい。そのため、運営団体から相談があった際には、相談を受け止めた上で、連携先等に関する助言を行っている。
- 当団体では、運営団体や関係機関向けに、勉強会と交流会を組み合わせたイベントを年4～5回、フォーラムを年1回実施しており、市の関係者も参加する。勉強会の内容は、鑑別所や児童相談所の職員による講演会や、刑務所の視察会等である。

【居場所の様子】



<凡例>
 →当該事業実施における連携
 →当該事業実施における困難に直面するこどもの把握・支援に関する連携
 →こども・家庭に対する直接的な支援

こども家庭センターがつなく運営団体・関係機関による支援の輪～現場訪問による「顔の見える関係づくり」～

石川県七尾市

【事業名：地域こどもの生活支援強化事業】

人口規模	事業実施年度	主な事業内容
45,304人 (R8.1)	令和7年度	食支援、居場所支援

取組全般

<経緯・背景>

- 不登校や家庭での関わりが十分でない子どもが、学習意欲はあるものの保護者による送迎の困難さから市の教育支援センターを利用できないという課題があった。令和7年度より本事業を居場所団体へ委託し、居場所から教育支援センターへの送迎支援を開始した。
- 利用人数の少なさが懸念されたが、市職員が居場所団体や市内の小・中学校に出向き、支援を必要とするこどもの存在を庁内で説明し理解を得て事業化に至った。

<事業内容>

- 居場所団体からの相談窓口は、事業に関しては子育て支援課、相談業務に関してはこども家庭センター（以下、センターという）である。職員は両部署を兼務し、市と団体の間で月1回以上のコミュニケーションが図られている。

困難に直面するこどもを把握・支援する取組

<取組内容>

- 団体からセンターには、電話やメールなどで月1回以上連絡が届く。センターの職員は定期的に団体を訪問しており、訪問時に現場のスタッフから相談を受けることも多い。
- 地域行事の場でボランティアが把握したこどもの状況が、民生委員を経由して居場所団体に共有され、団体から市に共有されるなど、こどもを見守る輪ができている。

<取組実現のポイント>

- 本事業実施前は、行政への相談をためらい、団体内のみで支援を抱え込むケースもあった。事業開始後、市の職員が現場に足を運ぶ中で情報共有や相談が円滑になった。
- 毎年5月の連休明けにセンター職員が市内の全小中学校を訪問し、情報提供・ヒアリングを行う。児童相談所や民生委員も参加し「顔の見える関係づくり」を意識している。
- センター内の要保護児童対策地域協議会（以下、要対協という）が調整機関として機能し、医療・行政・地域のあらゆる関係機関が集合しケース会議が開催されている。

特定非営利活動法人 第三の居場所 ひなたぼっこ

【事業名：地域こどもの生活支援強化事業】 ※七尾市より受託

運営規模	事業実施年度	主な事業内容
1箇所、 スタッフ4～5名	令和7年度	居場所+食事提供（平日毎日、10～20名/回） フリースクール+食事提供（週3回、10～20名/回） こども食堂（週1回、26～50名/回）

取組全般

<経緯・背景>

- 平成22年に共生型デイサービスとして活動を開始した後、保護者からのニーズを受けてフリースクール、学童のサービスも開始した。
- 能登半島地震発生後、こどもが安心して過ごせる居場所の必要性をより強く認識し、令和7年4月より日本財団の助成「子ども第三の居場所」、同年6月より本事業を活用している。

<事業内容>

- フリースクール、学童、こども食堂を同一の拠点で実施しているため、フリースクールに来たこどもとこども食堂に来たこどもが互いに交流するなど関わり合って過ごしている。
- 市の教育支援センターへの送迎が可能と周知したところ利用希望のこどもが増えた。当初利用に抵抗を示していたこどもも、スタッフの後押しで通い始め、楽しく学んでいる。

困難に直面するこどもを把握・支援する取組

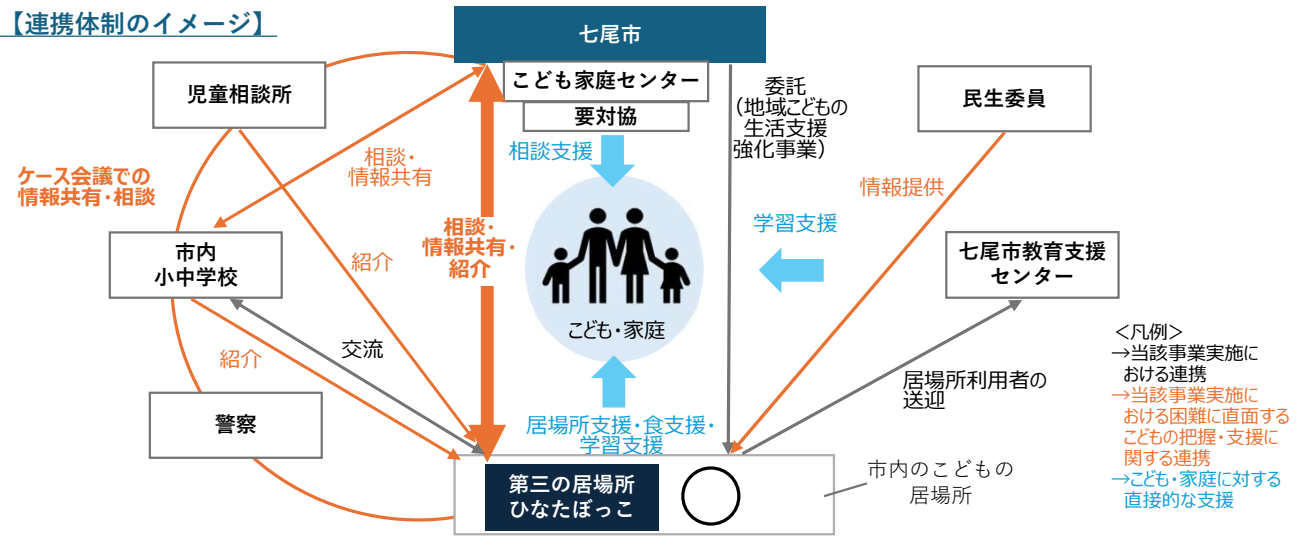
<取組内容>

- こども家庭センターとは週に1～2回程度、主に電話で連絡を取り合っている。こども家庭センター職員が団体を巡回訪問した際の保護者との関わりからは、市の支援の枠組みの中で円滑な連携と信頼関係が築かれている様子がうかがえ、安心感につながっている。
- ケース会議で気になる利用者について取り上げ、関係機関（学校関係者、児童相談所、警察など）とともに見立てや対応方針を検討できている。

<取組実現のポイント>

- 本事業実施後、現場で気になるこどもがいた際にまずは行政に相談するという連携ルートが徐々に構築されてきた。
- 石川県の「被災地のこどもの居場所づくり支援ネットワーク会議」や日本財団「第三の居場所」の勉強会に定期的に参加している。特に発達障害のあるこどもの特徴や関わり方を学べる回が、現場で特性のあるこどもと関わる際に非常に役に立っている。

【連携体制のイメージ】



【居場所の様子】



困難ケースの早期発見に向けた意識共有～区への報告を促す仕組みづくり～

東京都目黒区

【事業名：子ども食堂推進事業、地域学習支援団体運営費補助】

人口規模	事業実施年度	主な事業内容
282,632人 (R8.2)	令和6年度、 令和7年度	食支援、居場所支援、学習支援

取組全般

<経緯・背景>

- 令和元年度より都の間接補助を活用して子ども食堂へ支援を行っていたが、国の補助規模が大きいことから令和6年度より「地域こどもの生活支援強化事業」の活用を開始した。
- 「子ども食堂推進事業」として子ども食堂への補助金交付、「地域学習支援団体運営費補助」として学習支援を行う団体への補助金交付を行っている。

<事業内容>

- 子ども食堂に対しては、区主催の「子ども食堂連絡会」（年1回の開催）への参加を補助の要件としている。区が中心となり、国や都、区の制度に関する情報を周知している。
- 運営団体から区への相談はメールや電話で寄せられ、頻度は多くて月1回、平均すると2か月に1回程度である。
- 長年地域で活動する運営団体が、新規団体に助言を行っている。運営方針としては「誰でも参加可能」とする団体と「支援が必要な家庭を優先する」とする団体の双方がある。

困難に直面するこどもを把握・支援する取組

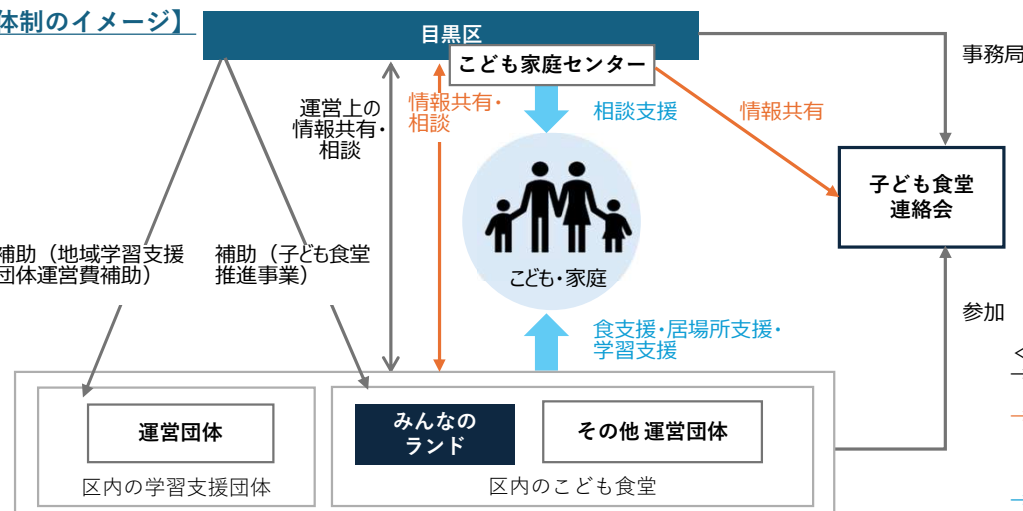
<取組内容>

- 「子ども食堂連絡会」や四半期ごとの実績報告の機会を活用し、こどもや家庭の気になる様子が見られた際には、こども家庭センター（以下、センターという）または区の担当部署へ連絡するよう周知している。
- 「子ども食堂連絡会」では、「こども虐待防止対応マニュアル」を配布し、早期発見のポイントや対応方法および支援先について、センターから説明を行う時間を設けている。

<取組実現のポイント>

- こどもの状況把握を進めるためには、週1回程度開催する子ども食堂が必要と認識された。
- 週1回以上子ども食堂を開催する団体に対し、こども家庭センター等の関係部署や区有施設（児童館や学童保育クラブ等）へのチラシ配布を義務化している。これにより、支援を必要とする家庭への直接的な利用動奨を推進している。

【連携体制のイメージ】



一般社団法人みんなのランド

【事業名：子ども食堂推進事業】 ※目黒区より補助金交付

運営規模	事業実施年度	主な事業内容
1箇所、 スタッフ10～13名	令和6年度、 令和7年度	こども食堂（週1回、約70～80名/回）

取組全般

<経緯・背景>

- ベビーカタログ製作事業に携わる中でストレスを抱える保護者など様々な親子の姿を目にした経験から、こどもに関わる支援に関わりたいと考えようになった。知人の飲食店が物件を手放すタイミングを契機として、未経験の状況から活動を開始した。
- 立ち上げ・周知に際しては区に相談し、「後援名義等使用許可」を受けて区の公営掲示板にチラシを掲示できるようになった。

<事業内容>

- 子ども食堂は、支援の必要性が高い家庭を優先的に受け入れる仕組みを設けている。
- 開始当初は母親同士の交流の場となる傾向があったが、区に相談の上、児童館にチラシを設置したところ参加者層が広がり、現在はこどもだけで来るケースもみられる。
- 主婦やボイスカウト団体、区内大手企業社員など多様なボランティアが参加している。

困難に直面するこどもを把握・支援する取組

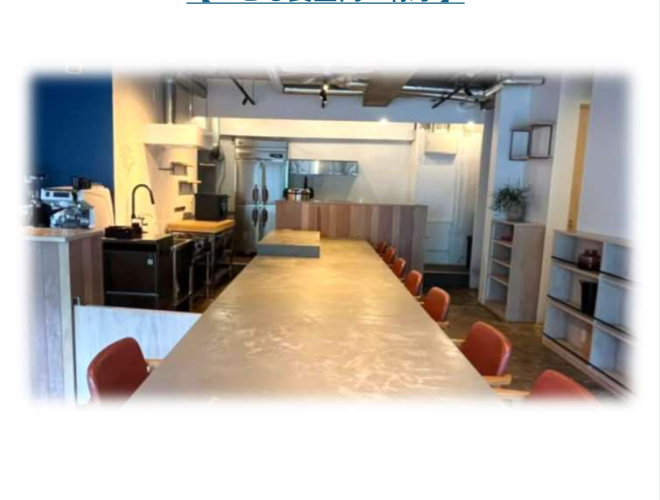
<取組内容>

- 「子ども食堂連絡会」や四半期ごとの実績報告での案内を通じて、困難に直面する可能性のあるこどもを見つけた場合の対応の流れを理解している。
- 区からは、気になることがあれば迷わず報告してほしい点や、個人情報共有したこと本人に不利益が生じることはない点を案内されている。
- 不登校のこどもを支援する別団体の活動の様子を見て、日頃の関わり方の参考にしている。

<取組実現のポイント>

- 子ども食堂を運営する中で、経済的困難に直面している家庭と出会う機会は多くない。本当に困っている家庭ほど子ども食堂につながりにくい可能性もあるため、予約調整の際には気になる家庭やひとり親家庭を優先する運用を行っている。

【子ども食堂内の様子】



<凡例>

- 当該事業実施における連携
- 当該事業実施における困難に直面するこどもの把握・支援に関する連携
- こども・家庭に対する直接的な支援

社協と子ども家庭センターの役割分担による運営団体のバックアップ～団体が支援を抱え込まない相談の仕組みづくり～

静岡県沼津市

【事業名：沼津市子どもの居場所づくりコーディネート事業、沼津市支援対象児童見守り強化事業】

人口規模	事業実施年度	主な事業内容
183,510人 (R8.1)	令和6年度、 令和7年度	食支援、居場所支援、体験の場の提供、 相談窓口の設置やコーディネーターの配置

取組全般

<経緯・背景>

- 令和3年度までは沼津市社会福祉協議会（以下、社協という）に子ども食堂や居場所の運営を委託していたが、団体からの相談先の不明瞭さ、団体数の少なさが課題だった。
- 令和4年度より社協が団体の立ち上げ・運営支援を担い、対応の中で課題が生じた場合は市が受ける形に移行し、令和6年度より本事業の補助金の活用を開始した。

<事業内容>

- 団体数は拡大し、運営主体も地区社会福祉協議会（以下、地区社協という）や自治会、NPOなど多様である。
- 市と社協は月1回程度の行事や日常的な連絡を通じ、継続的に情報を共有している。
- 年2回程度情報連絡会を実施し、社協、運営団体、市職員のほか、スクールソーシャルワーカーや団体立ち上げ検討者など幅広い立場の人が参加している。

困難に直面する子どもを把握・支援する取組

<取組内容>

- 令和6年4月の子ども家庭センター（以下、センターという）設置後、月1～2回の頻度で団体から相談が届いている。
- 運営団体からセンターにつながるタイミングが合わないこともある。団体と協力の上、センターの職員が団体に出向いて子どもや保護者との面談を実施したケースもある。
- センターから運営団体を紹介して利用につながるケースもあるが、開催頻度や立地の制約により、適切なマッチングが難しいという課題もある。

<取組実現のポイント>

- 運営団体の登録手続きの時点より、センターの相談機能に関する周知を行っている。
- 運営団体に状況把握やつなぎをどこまで依頼するかについては、個別のケースごとに慎重に判断する必要があることを意識している。

社会福祉法人 沼津市社会福祉協議会

【事業名：沼津市子どもの居場所づくりコーディネート事業】 ※沼津市より受託

支援団体数	事業実施年度	主な事業内容
37団体	令和6年度、 令和7年度	居場所団体（子ども食堂を含む）の立ち上げ・運営支援 （活動頻度平均月2回、参加人数平均30名/月）

取組全般

<経緯・背景>

- 昭和26年10月に設立され、地区社協主体の子育て支援や高齢者支援の取組を支援してきた。
- 地域コミュニティに参加しづらい子どもや子育てで困難に直面している家庭の増加を受け、子どもの居場所運営を開始した。社協による子どもの居場所運営に係る人的資源不足が課題となり、令和4年度より社協が団体の立ち上げ・運営支援を行う後方支援へと軸足を移した。

<事業内容>

- 団体の立ち上げ・運営支援に関するセミナーを年に5回実施している。ボランティア養成に特化した会や、団体同士の情報連絡会・勉強会も含まれている。
- 団体から運営に関する相談が月15件程度届いている。主な相談内容は、助成金や周知方法、開催内容についてである。
- 学校を通じたチラシ配布など、地元の学校と連携した広報を行っている。

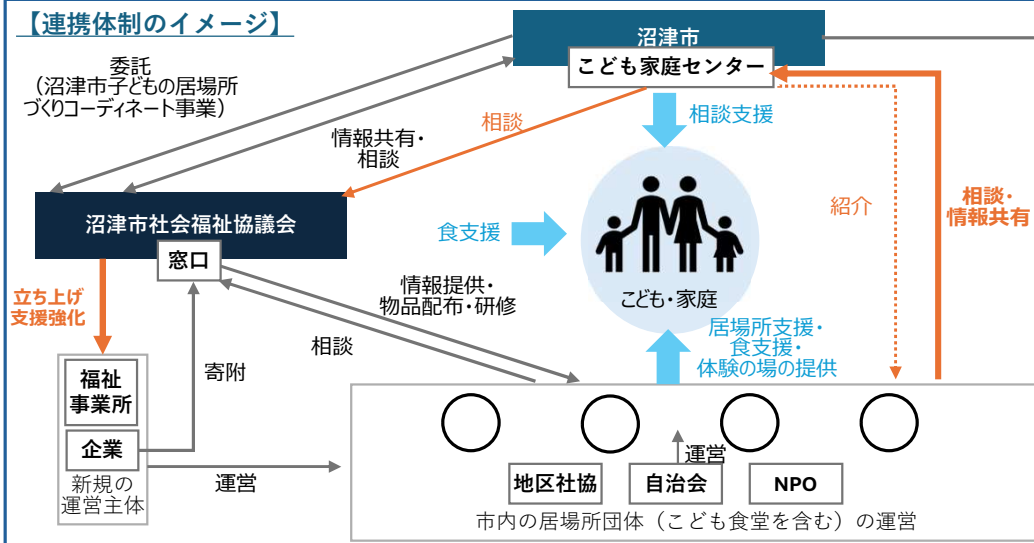
困難に直面する子どもを把握・支援する取組

<取組内容>

- 子どもの困りごとを把握するには、週2～3回程度開催する居場所が必要と認識された。企業や福祉事業所向けの立ち上げセミナー等を通じて、週2～3回程度開催する居場所が今年度新たに4～5箇所立ち上がった。
- 令和6年4月のセンター設置以降、運営団体に対しては、困難に直面する子どもに関する相談は直接センターへ行うよう周知を進めている。

<取組実現のポイント>

- 運営団体間の情報連絡会にセンターも参加し、センターの役割や相談窓口について定期的に説明を行うことで、団体との間に顔の見える関係性が構築されてきた。
- 子どもの困りごとの把握を強制することはせず、活動の中で気になる子どもがいた場合にセンターへ共有するという緩やかな連携が、運営団体の活動継続の鍵となっている。



【居場所の様子】



委託
(沼津市支援対象児童
見守り強化事業)

<凡例>
→当該事業実施に
おける連携
→当該事業実施に
おける困難に直面する
子どもの把握・支援に
関する連携
→子ども・家庭に対する
直接的な支援

地域全体で子どもを支援する仕組みの好循環～官民一体で子どもを支える共創の取組～

愛知県瀬戸市

【事業名：瀬戸市子ども・若者支援活動応援金事業】

人口規模	事業実施年度	主な事業内容
125,175人 (R8.1)	令和6年度、 令和7年度	居場所支援、食支援（子ども食堂、食料等配布）、学習支援、体験の場の提供

取組全般

<経緯・背景>

- コロナ禍前後の生活困窮世帯の増加を背景に、市長の提案により政府の臨時交付金を活用した子ども食堂支援を開始した。ニーズの高さから当初予算に位置付けられ、令和6年度から本事業の活用を開始した。

<事業内容>

- 本事業による活動の支援を受けた団体は13団体（令和7年度）。中でも、「特定非営利活動法人エム・トゥ・エム」は、子ども食堂の運営とともに、他の団体を支援している。
- 市と運営団体の間では、電話やメールにより3日に1回程度連絡を行っている。主な内容は、寄附の申し出に関する情報共有や補助金メニューの案内・活用の相談などである。
- また、「エム・トゥ・エム」は、瀬戸市社会福祉協議会や民間企業等と連携し、フードドライブによる食料提供を行うなど、他の運営団体に対する後方支援を行っている。

困難に直面する子どもを把握・支援する取組

<取組内容>

- 運営団体から子ども若者家庭センターに相談が届く。多くは電話での連絡や団体訪問時に現場で共有されるもので、頻度は不定期である。
- 子どもの困難に対する対応の相談では、困難の内容に合わせた声かけの仕方など、一般的な対応方法の助言を行う。
- さらに、本人の同意があるようなケースでは、センター職員が居場所に出向き、本人と面談の上で対応を団体と協議するなど、行政と団体が役割分担しながら支援を提供する。

<取組実現のポイント>

- 困難事案への対応には、社会福祉士資格等の専門性や幅広い基礎知識が必要である。現場団体に過度な専門性を求めるのではなく、行政職員が専門性をもち後方支援を担うことが重要である。

特定非営利活動法人エム・トゥ・エム

【事業名：瀬戸市子ども・若者支援活動応援金事業】 ※瀬戸市より補助金交付

運営規模	事業実施年度	主な事業内容
1箇所、 スタッフ約20名	令和6年度、 令和7年度	子ども食堂（週1回、約35名/回） 居場所支援（週1回、約20名/回） ひとり親への食料配布（週5回、約4名/回）

取組全般

<経緯・背景>

- 令和2年頃、生活に不安を抱える家庭の増加を背景に食支援を開始し、令和3年より週1回の子ども食堂を開始した。その後、市との協議を経て本事業の活用に至った。

<事業内容>

- 子ども食堂を中心にフードパントリーや食料配布などの食支援を実施している。
- 日頃から市の複数の課と関わりを持っている。当団体と、市の子ども未来課、子ども若者家庭センター、社会福祉課、健康課の情報交換会では、食料支援の状況や困り事に関する共有を行っている。
- 近隣の企業経営者や地域住民より食材提供を受けており、食料不足に困ることは少ない。
- 市内や近隣地域の団体と月に数回程度情報共有を行っている。集めた食品を希望する団体に配分している(毎週5～6団体)。

困難に直面する子どもを把握・支援する取組

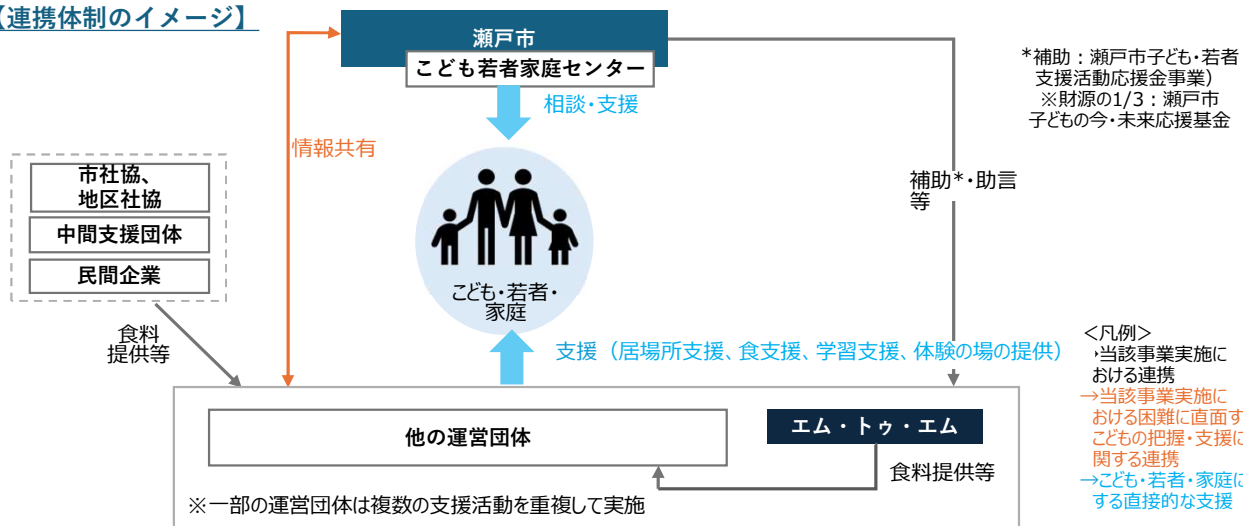
<取組内容>

- 子どもや保護者との日常的な関係性の中で困難な状況が見えてくることが多く、必要に応じて子ども若者家庭センターに相談・連絡を行っている。センターからは、子どもの状況にあわせて一般的な注意事項や対応への助言を受けている。本人の同意を得たケースでは、センター職員も交じて本人面談を進め、センターの助言を受けながら、見守り等を行う。
- 学校の教員が居場所を訪問することがある。学校と地域が連携して子どもを見守っている。

<取組実現のポイント>

- まずは居場所を「開けておく」ことが重要と考えている。つながりを持ち続けることが大切であり、そのための環境づくりや信頼関係の構築を重視している。

【連携体制のイメージ】



【子ども食堂でのクリスマス会の様子】



社協直営のこども食堂を核とした地域ぐるみの見守り～地域住民とともに広がる支え合い～

奈良県吉野町

【事業名：地域こどもの生活支援強化事業】

人口規模	事業実施年度	主な事業内容
5,591人 (R8.1)	令和7年度	食支援、居場所支援、相談窓口の設置やコーディネーターの配置、こども支援の仕組みづくり

取組全般

<経緯・背景>

- 従来より高齢者の集いの場や民生委員・児童委員による見守りなど地域コミュニティの基盤は形成されていた。令和2年度からこども宅食事業を実施していたが、こども・保護者同士の交流を通じた地域コミュニティの強化を企図し、令和7年度より本事業の利用を開始した。

<事業内容>

- 社会福祉協議会（以下、社協という）に委託し、社協がこども食堂を直接運営している。下校時に立ち寄りやすい場とするために平日夜の時間帯に実施している。
- こども食堂では、食後に会話や交流の時間を設けている。町職員が定期的に訪れ、施設内の見回りや来所している子育て家庭の状況確認を行っている。
- 地元農家の協力を得て吉野町の食材を使用し、地域の味を提供している。
- 民生委員・児童委員が地域住民と顔を合わせる機会を活かしてこども食堂の周知を行っている。

困難に直面するこどもを把握・支援する取組

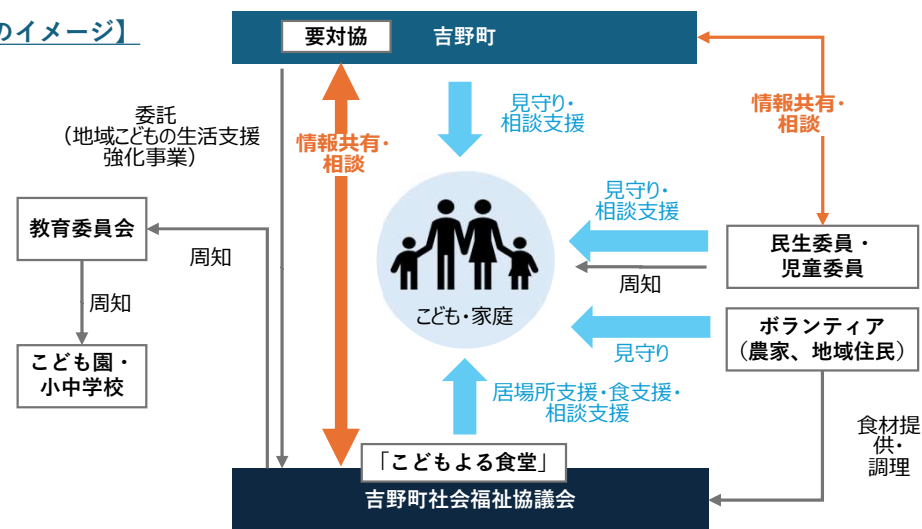
<取組内容>

- 食堂開催前に社協から新規利用者の情報や既存利用者のうち気になる家庭の状況について共有を受けている。また、要保護児童対策地域協議会（以下、要対協という）で把握している家庭が参加する場合には、社協に見守り時の留意点や確認事項を伝えている。
- 当日は町の職員も参加し、交流時間に保護者やこどもに声をかけ状況把握に努めている。

<取組実現のポイント>

- こども食堂に地域のボランティアや民生委員・児童委員が関わることで、子育て家庭にとって地域の中に「顔見知り」が増える安心感につながっていると考えている。
- 高齢化が進む中、子育て家庭で介護や金銭面の問題が重なっているケースも多い。相談内容の把握時には背景に別の課題がないかを常に意識しつつ、必要に応じて自治体内の関係部署とも連携しながら支援につなげている。

【連携体制のイメージ】



社会福祉法人 吉野町社会福祉協議会

【事業名：地域こどもの生活支援強化事業】 ※吉野町より受託

運営規模	事業実施年度	主な事業内容
1箇所、スタッフ2 ～5名/回	令和7年度	こども食堂・居場所提供 (活動頻度：月1回、参加人数：30～35名/回)

取組全般

<経緯・背景>

- 昭和41年10月に設立され、高齢者支援を中心に活動してきたが、コロナ禍で子育て世帯の困窮が顕在化したことを受け、令和2年度よりこども宅食事業を開始した。宅食事業で築いた子育て家庭とのつながりを基盤に、令和7年度より本事業の利用を開始した。

<事業内容>

- 「こどもよる（寄る・夜）食堂」という名称で、月1回、平日の17時から19時30分までの時間帯に開催している。夕食後に参加者同士が交流する時間を設け、社協職員が近況の聞き取りや相談・困りごとの有無を確認している。
- 食事の調理についてはボランティア、相談対応や見守りは社協職員が担当している。
- 町の本事業担当課と同一建物内に所在しており、社協の担当者1名が同課に席を置き業務に従事しているため、町の担当課と日常的な連絡・相談が可能となっている。

困難に直面するこどもを把握・支援する取組

<取組内容>

- こども食堂の利用希望者には必ず事前面談を実施し、困りごとや相談先の有無を聴取の上、こども食堂に職員が常駐しているため何かあれば相談してほしい旨を案内している。
- 相談があった際には記録を作成し担当職員間で共有の上、継続的に声かけを行いながら見守りを続けている。
- 職員に直接届く相談件数は多くないものの、保護者や家族同士が情報共有・相談をし合っている様子が見られる。

<取組実現のポイント>

- ボランティアや民生委員・児童委員など、地域の幅広い人々の協力を得て活動を行うことで、本事業が地域に関わる人々にとっての新たなコミュニティの一つとなっていると感じている。

【こども食堂の外観】



<凡例>
 →当該事業実施における連携
 →当該事業実施における困難に直面するこどもの把握・支援に関する連携
 →こども・家庭に対する直接的な支援

市がつなぐ運営団体と関係機関のネットワーク～団体が気軽に相談しやすい環境づくり～

大阪府八尾市

【事業名：八尾市こどもの居場所づくり事業】

人口規模	事業実施年度	主な事業内容
257,637人 (R8.2)	令和7年度	食支援、居場所支援

取組全般

<経緯・背景>

- 平成29年度より市の独自事業として実施してきた「八尾市こどもの居場所づくり事業」は、放課後等にこどもが安心して立ち寄れる居場所づくりを支援し、支援を必要とするこどもの早期発見と適切な支援機関への接続を目指すものである。こうした趣旨が本事業と合致したため令和7年度より活用を開始し、市内の居場所運営団体（以下、運営団体という。）に補助金を交付している。

<事業内容>

- 年に1回、こどもの居場所づくり連絡会議（以下、連絡会議という）を開催している。市内外の運営団体のほか、市や社会福祉法人、社会福祉協議会など市内外の関係者40～50名が参加し、グループワークや交流会を通じて「顔の見える関係性」を構築している。
- 四半期に1度の補助金実施状況報告の際に、運営団体が事業実施にあたり課題を抱えていないか、各団体の状況を積極的に確認している。

困難に直面するこどもを把握・支援する取組

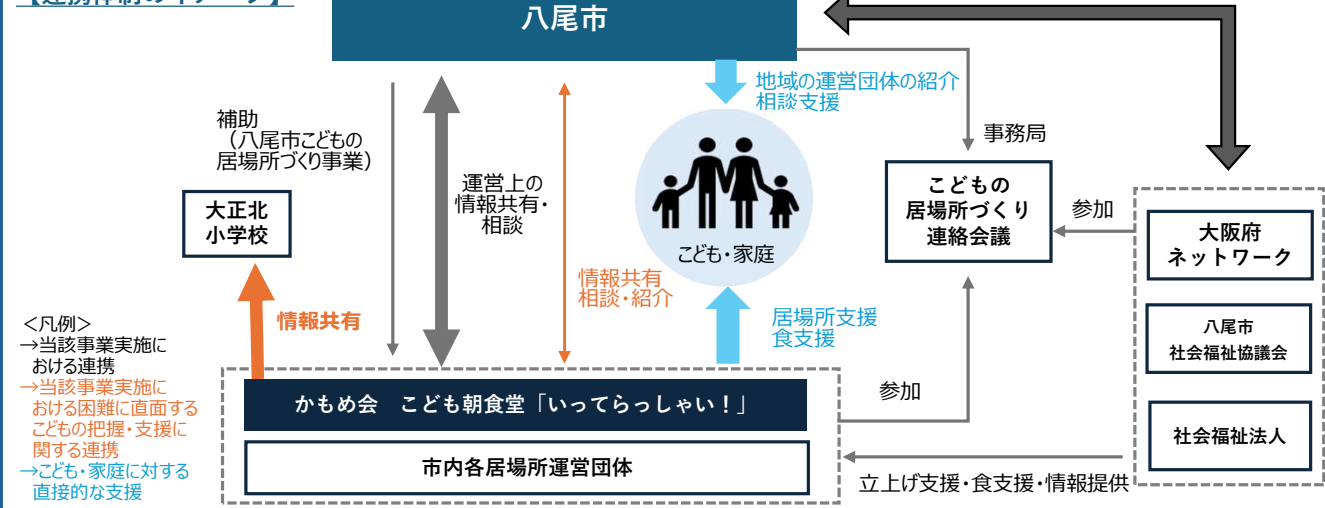
<取組内容>

- 運営団体に対し、各支援機関の連絡先を定期的に周知しているほか、相談先に迷う場合は事業担当課であるこども若者政策課へ連絡するよう案内している。
- 運営団体から相談を受けた際には、安易な介入により団体と利用者の信頼関係を損なわないよう、運営者に状況を随時確認しながら慎重に見守りを行っている。
- 市で相談を受けた家庭に対しては、各家庭が通いやすい地域の居場所を紹介している。

<取組実現のポイント>

- 運営団体から市へ相談しやすい関係性を築くため、日頃より運営者の悩みや課題を積極的に聞き取るなど、団体と同じ目線に立って関わることを意識している。
- 連絡会議を通じて市、運営団体、関係機関が「顔の見える関係」を築くことで、運営団体から関係機関への相談や、市から運営団体への紹介を行いやすい体制を整えている。

【連携体制のイメージ】



<凡例>
 →当該事業実施における連携
 →当該事業実施における困難に直面するこどもの把握・支援に関する連携
 →こども・家庭に対する直接的な支援

かもめ会 子ども朝食堂「いってらっしゃい！」

【事業名：八尾市こどもの居場所づくり事業】 ※八尾市より補助金交付

運営規模	事業実施年度	主な事業内容
1箇所、 スタッフ10～15名	令和7年度	こども食堂（週1回、約60名/回）

取組全般

<経緯・背景>

- 団体代表は長年、八尾市立大正北小学校の学校支援ボランティアとして活動する中で、朝食を食べずに登校することも多いことを知り、「こども食堂を学校の中ですること」を学校に提案したところ、家庭科室やプレイルームの使用を含め、前向きな調整が進み、市の「八尾市こどもの居場所づくり事業」を活用し、令和6年度こども朝食堂「いってらっしゃい」を開設した。

<事業内容>

- 毎週月曜日に、大正北小学校内でこどもに朝食を提供している。登校前の朝の時間帯でもあるため、参加者は大正北小学校の児童が大半を占める。
- 市とは月1回程度連絡を取り合っている。代表が市担当者として直接顔を合わせて相談する機会も多く、気軽に相談に応じてもらえることが心強いと感じている。
- 連絡会議で知り合った他団体のスタッフがボランティアとして参加することもある。

困難に直面するこどもを把握・支援する取組

<取組内容>

- 活動の中で気になったこどもについては、随時学校と情報共有を行い、団体と学校が協力してこどもを見守る体制をとっている。また、福祉的な支援が必要なこどもや世帯を把握した場合には、市に相談や情報共有をすることで、必要な支援へつなぐ体制を整えている。
- こども食堂で朝食を食べることが、登校するモチベーションとなり、学校側からも遅刻や欠席が多かったこどもが登校するようになったという声が上がっている。

<取組実現のポイント>

- スタッフが自然体でこどもたちに接することを大切にしており、安心して過ごせる環境の中で声をかけ、こどもたちの日常の様子の変化を気にかけている。
- 気になる子がいた場合は、ボランティアスタッフ内で共有するだけでなく、学校にも随時情報共有するようにし、福祉課題がありそうな場合は、市に相談するようにしている。

【こども朝食堂の様子】



コーディネーターの訪問による運営団体との関係構築～団体の小さな気づきを拾い上げる仕組みづくり～

山口県下関市

【事業名：地域子どもサポート事業】

人口規模	事業実施年度	主な事業内容
239,655人 (R7.12)	令和6年度、 令和7年度	居場所支援、コーディネーターの配置、地域で子ども等を支援する仕組みづくり

取組全般

<経緯・背景>

- 子どもの生活実態調査にて困難を抱える家庭の相談先の不足が判明したことを受け、令和6年度から本事業を利用して子ども食堂への間接補助を開始した。
- 初代コーディネーターが市内の支援団体やフードバンク、まちづくり協議会などを巡回し、「顔の見える関係づくり」を進めた。

<事業内容>

- 市が主催するネットワーク会議と、NPO法人が事務局を担う民間のネットワーク協議会が両輪として機能している。市の会議は年2回程度、事例共有やグループワークの場を提供し、民間の協議会はLINEによる日常的な情報交換や寄附の窓口を担っている。
- 市内の大学1年生を対象に出前講座を実施し、子ども食堂等における地域貢献活動を促している。講座をきっかけに、実際にボランティアとして参加した学生もいる。

困難に直面する子どもを把握・支援する取組

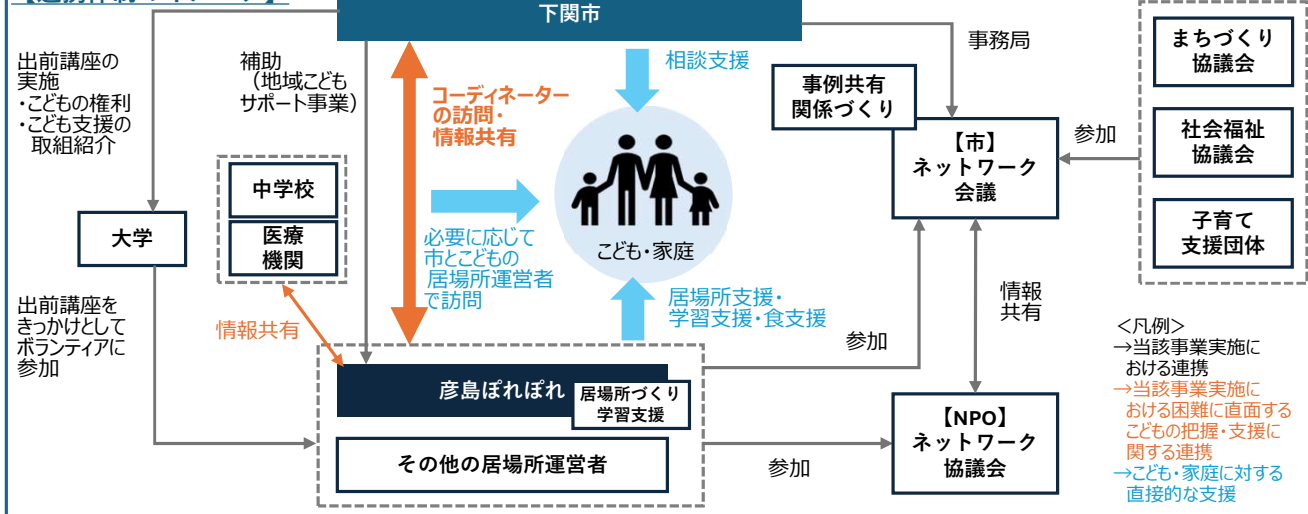
<取組内容>

- コーディネーターが月4回程度、運営団体を巡回して子どもの情報を収集している。各団体には年1～2回程度訪問し、相談の多い団体には複数回訪問するなど柔軟に対応するとともに、LINEでも随時相談を受けている。
- 子ども食堂に来られなくなった子どもについては、運営者が月1回家庭を訪問し、家族の人数分の弁当を届けつつ、気になる点があればコーディネーターに相談している。

<取組実現のポイント>

- コーディネーターが「困ったら連絡してほしい」という受け身の姿勢ではなく定期的に団体を訪問することで、運営者が相談を迷うような小さな気づきも把握できている。
- 困りごとを抱える家庭への訪問時は子ども食堂の運営者も同行する。子どもにとって身近な存在が関わることで信頼関係が築かれやすく、その後の支援も円滑に進む。

【連携体制のイメージ】



一般社団法人彦島ぼれぼれ

【事業名：地域子どもサポート事業】 ※下関市より補助金交付

運営規模	事業実施年度	主な事業内容
1箇所、 スタッフ15名	令和6年度、 令和7年度	子ども食堂（月1回、101名以上/回） フードパントリー（週1回、30件/回） 学習教室、体験の場提供（平日毎日、10名/回）

取組全般

<経緯・背景>

- 貧困の連鎖の解消、発達障害等のある子どもの自立支援、保護者への子育て相談支援を柱として、令和6年3月から活動を開始した。同年10月の一般社団法人化により、学校・医療機関との情報共有や地域との協力体制の構築が進んだ。

<事業内容>

- 月額上限2,500円（支払困難な場合は半額）で学習支援を提供し、**高校卒業までの学びを支え、将来自立して生活できるよう支援している。**机上での学習に加え、無農薬野菜の栽培や潮干狩りなどの体験活動も行っている。
- 月1回の子ども食堂、週1回のフードパントリーの実施に加え、「おすそ分けご飯」として急な要望にも対応し、父子家庭や一人暮らしの大学生にも食事を提供している。

困難に直面する子どもを把握・支援する取組

<取組内容>

- 市のコーディネーターとは、電話やLINEで情報交換や相談を行っている。また、年1回程度、団体の拠点で利用者がコーディネーターに直接悩みを相談できる機会を設けている。
- 市から保護が必要な子どもの受け入れを依頼された際には、子どもの様子や支援内容を継続的に市と共有しながら支援を行っている。
- 地域の中学校や医療機関とも、気になる子どもについて情報共有を行っている。

<取組実現のポイント>

- 子どもや保護者と継続的に関わる中で、保護者から直接相談を受けたり、子どもの様子の変化から異変を察知したりすることが早期発見につながっている。
- 虐待の疑いがある場合や保護が必要な場合は、保護者に市への連絡を促すとともに、団体からも市へ直接連絡することで、より確実に行政の支援につなげる工夫をしている。

【学習教室の様子】



<凡例>
 →当該事業実施における連携
 →当該事業実施における困難に直面する子どもの把握・支援に関する連携
 →子ども・家庭に対する直接的な支援

市・社協・運営団体が一体となるための枠組みづくり～子ども家庭センターと居場所運営団体の連携強化～

香川県丸亀市

【事業名：丸亀市子ども食堂・居場所づくりネットワーク事業、丸亀市つながりの場づくり支援事業】

人口規模	事業実施年度	主な事業内容
107,359人 (R8.1)	令和6年度、 令和7年度	食支援、居場所支援、体験の場の提供、物品提供、相談窓口の設置やコーディネーターの配置

取組全般

<経緯・背景>

- 社会福祉協議会（以下、社協という）は、物品の効率的分配や市内の運営団体間連携の強化を目的に、令和4年度、市の委託を受けて「丸亀市子ども食堂・居場所づくりネットワーク事業」を開始した。
- 市と社協が共に子ども食堂の理解促進と周知を図り、新たな団体が活動しやすい体制を整えた。
- <事業内容>
- 社協が事務局として運営する「丸亀市子ども食堂・居場所づくりネットワーク」では、食料・物品の分配、寄附の受付、年2回のネットワーク会議を行っている。会議には市・社協・運営団体に加え他市町村のオブザーバーも参加する。
- 市と社協の定例会議は年1～2回だが、社協から市への相談は週1回程度あり、相談内容は団体の活動休止や集客、開催場所・施設利用、近隣からの意見対応など多岐にわたる。

困難に直面する子どもを把握・支援する取組

<取組内容>

- 居場所運営団体は、困りごとを抱えた保護者に対し、子ども家庭センター（以下「センター」という）への相談を促している。保護者の同意を得たうえで、センターへ電話により情報共有を行っており、その頻度は2～3か月に1回程度である。
- 子ども食堂からセンターへの相談は少ないが、センターから気になる家庭に近隣の子ども食堂を紹介し、来所状況を確認・共有しながら双方向で見守るケースがある。

<取組実現のポイント>

- 居場所運営団体からセンターに連携された保護者について、センターと運営団体がほぼ毎日のように連絡を取り合いながら情報共有・相談を行うケースもあるなど、市と運営団体の双方向的なコミュニケーションが継続的に行われている。

認定NPO法人さぬきっずコムシアター

【事業名：丸亀市つながりの場づくり支援事業】 ※丸亀市より受託

運営規模	事業実施年度	主な事業内容
2箇所、 スタッフ13～14名	令和6年度、 令和7年度	フードパントリー+相談窓口（月1回、約40名/回） 学習教室+食事提供（週1回、約15名/回） 体験の場の提供（月1回、2～3名/回）

取組全般

<経緯・背景>

- 昭和58年の発足以来、地域福祉の取組を行ってきた。令和4年度に「育児をする保護者同士のつながり」を重視する方針のもと事業化し、活動規模が拡大した。
- 理事長の強い信念とリーダーシップが活動推進の原動力となっている。
- 市内で子育てに関わる関係団体がイベントを実施する「まるがめ子育てフェスタ」の事務局を担う中で、社協や関係団体と顔の見える関係性を構築することができた。

<事業内容>

- フードパントリー配布会では、配布時に10分間の相談を必須としており、子どもの状況に加え、母親の健康・経済状況・人間関係等の困りごとについて確認している。配布会は月1回、平日16時30分から20時まで、2箇所で開催しており、予約は常に満員となっている。
- 社協とは物資提供や資材準備について日常的に連絡・相談している。

困難に直面する子どもを把握・支援する取組

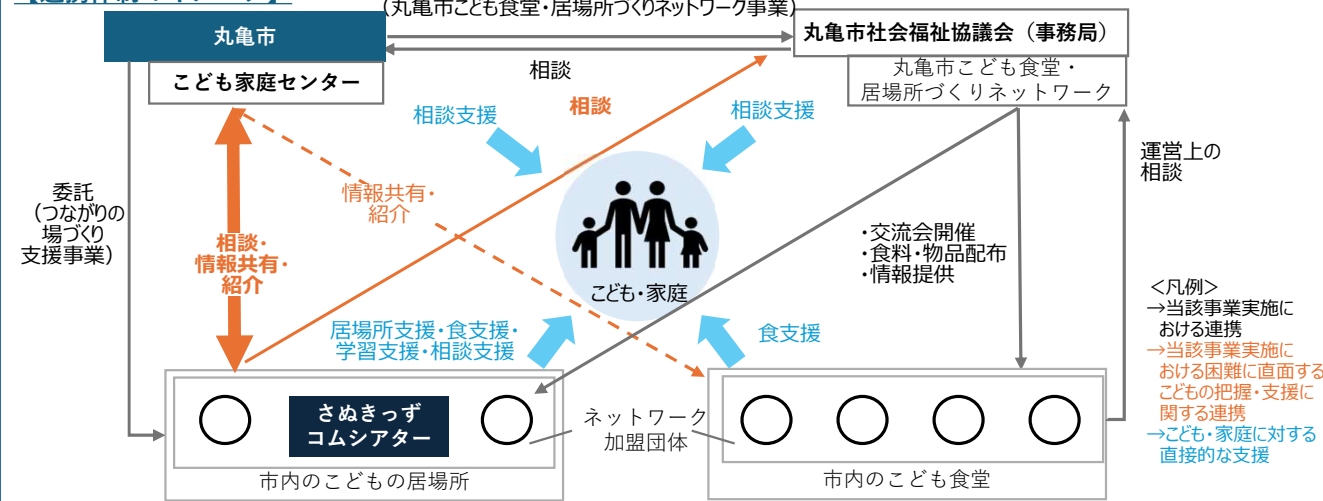
<取組内容>

- フードパントリーでの相談会は親子での来訪が多く家族全体の状況を把握できるほか、公式LINEを通じて来訪が難しい利用者からも近況報告や相談が寄せられている。
- 経済・発達・精神面など複合的な課題を抱えた「家庭丸ごと」の支援が必要なケースは、社協と連携し、社協職員がフードパントリーに同席して対応することもある。

<取組実現のポイント>

- 従来は物品提供時の立ち話でのヒアリングが中心で十分な把握が難しかったが、相談会を始めたことで、立ち話では見えなかった課題を把握できるようになった。
- 相談のみの場では利用につながりにくい、食品提供という具体的なメリットがあることで、来訪や相談につながっている。
- 今年度からセンターの「連携窓口」の指定を受け、センターと連絡が取りやすくなった。

【連携体制のイメージ】



【フードパントリー配布会の様子】



行政窓口と地域の居場所が補完し合う相談体制づくり～市職員の定期訪問による双方向の情報共有～

熊本県水俣市

【事業名：地域こどもの生活支援強化事業】

人口規模	事業実施年度	主な事業内容
21,000人 (R8.1)	令和7年度	食支援、居場所支援、体験の場の提供、物品提供、相談窓口の設置やコーディネーターの配置

取組全般

<経緯・背景>

- 令和7年度の熊本県の「子どもの貧困対策推進事業」の廃止を受け、居場所づくりや学習・体験支援等に幅広く活用可能な本事業の利用を開始した。

<事業内容>

- 子どもから高齢者まで幅広い地域住民の居場所として機能している「水俣市ふれあいセンター」の運営を担ってきた一般社団法人「みなすまいる」に本事業を委託した。加えて、市内のその他の4団体に対し、月1回の子ども食堂運営に係る補助を行っている。
- 市の子ども子育て課の担当職員は「みなすまいる」に月1回、他団体にも年2～3回訪問し、子どもの様子の確認や団体との信頼関係の維持を図っている。
- 子ども食堂の横のつながりを構築するため、市が「地域ネットワーク協議会」を設立し、「みなすまいる」が年1回のイベント等を通じてネットワークの認知拡大を図っている。

困難に直面する子どもを把握・支援する取組

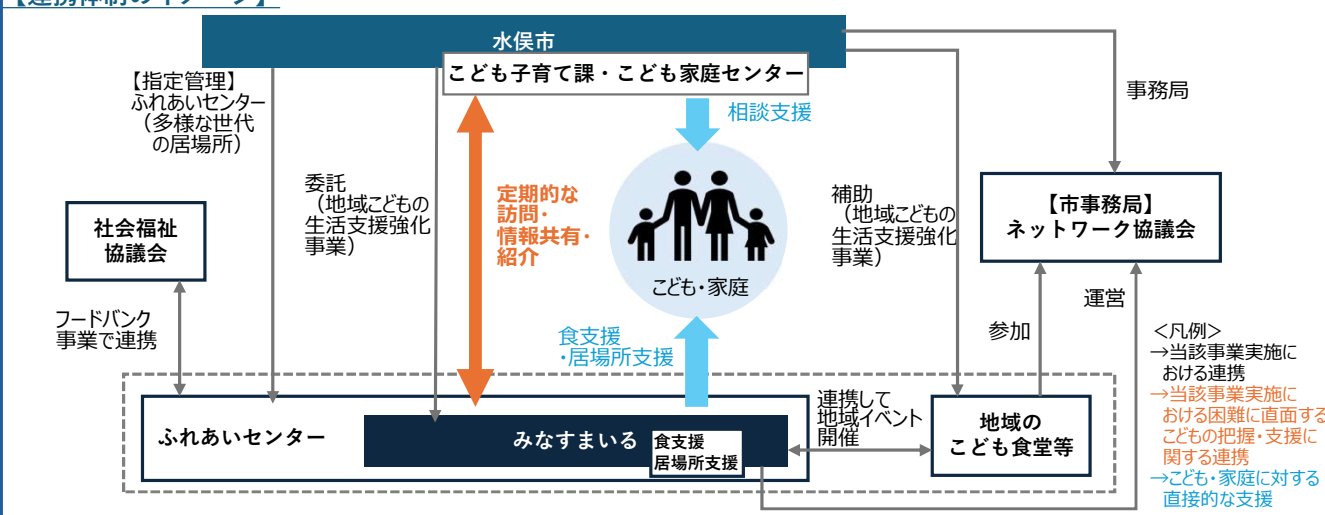
<取組内容>

- 「みなすまいる」から子ども家庭センター（以下、センターという）には、随時電話や訪問時に相談が寄せられる。支援の検討が必要なケースに関する相談は月に数件である。
- センター側で把握したケースのうち、地域の居場所とのつながりが有効と判断された場合には、「みなすまいる」の利用につないでいる。

<取組実現のポイント>

- 本事業開始前より市と「みなすまいる」は実務上のやり取りを行う機会が多く、連携の素地があった。さらに委託契約の締結により個人情報の取扱いが整理され、センターや市の子ども子育て課への情報連携のスピードと頻度が向上した。
- 運営者に任せきりにしないことを市の基本姿勢とし、定期的な現場訪問や随時の電話相談を通じて継続的に関与し、資料だけでは把握しにくい現場の状況を確認している。

【連携体制のイメージ】



一般社団法人みなすまいる

【事業名：地域こどもの生活支援強化事業】 ※水俣市より受託

運営規模	事業実施年度	主な事業内容
1箇所、 スタッフ 10～11名	令和7年度	子ども食堂、子ども宅食、フードパントリー（月1回、130食分/回） フードバンク（随時、150世帯分/回） 学習教室、体験の場、居場所提供（週3回、20人程度/回）

取組全般

<経緯・背景>

- 団体の現代表者夫妻は、保育園などを回ってバルーンショーを行う取組を通じて地域の子どもたちに親しまれていた。平成28年に「一般社団法人みなすまいる」を設立し、市の指定管理者として「水俣市ふれあいあいセンター」の運営を引き継いだ。

<事業内容>

- 子ども食堂は10年間一貫して継続してきた活動の核である。フードパントリーは、LINEを通じて団体と利用者が個別にやり取りできる仕組みとなっており、食材情報の共有に加え、育児や生活に関する相談窓口としても機能している。
- 毎日実施している放課後の居場所教室は、子どもたちが軽食をとりながら会話を楽しんだり、宿題に取り組んだりして過ごすことができる場となっている。

困難に直面する子どもを把握・支援する取組

<取組内容>

- LINEによる24時間対応により夜間や休日でも相談を受けられる体制となっており、行政の相談窓口を補完している。
- 個人情報の取扱いの観点から、市から個人名等の情報提供を受けることはできないが、団体側から気になる子どもや家庭の情報を伝えている。その際、市が把握済みのケースは団体による見守りを継続し、市が未把握の場合は市の相談窓口につないでいる。

<取組実現のポイント>

- 代表者夫妻の活動を幼い頃から見て育った子どもたちにとって、「みなすまいる」は顔見知りがある安心できる場所であり、困りごとを打ち明けやすい場となっている。
- 市の窓口への相談に心理的なハードルを感じる住民に対し、団体が市の担当者の名前を伝えて相談を促し、「知っている人に会いに行く」感覚で足を運べるよう橋渡ししている。

【子ども食堂の様子】

